

相次ぐ市電事故 徹底した原因解明と早急な防止策実施を 安全運行と、運転士の身分・待遇改善は、急務です！

3月25日に発生した「市役所前電停での電車衝突事故」の報告を受け、地域公共交通特別委員会で議論

【事故の経緯】 3月25日8時31分頃、通町筋電停から市役所前電停に向かっていた電車が郵政局のカーブを過ぎ時速31 km/hまで加速、市役所前電停から100m手前で電停に停止中の車両を確認し、約60m手前でブレーキ操作を開始したが、十分に速度が落ちず、時速17 km/hの速度で前方車両に衝突・停止した。事故後の調査で、現場付近レール頭面に固着した油状のものを確認した。

*事故発生から3月26日まで区間運休
*重傷1名、軽傷14名（乗客13人、運転士1人）

【原因】 以下の点の複合的要因による。

- ・先行車両との距離が100m以下になった際、時速15 km/h以下に減速しないまま、先行車両に接近。常用ブレーキで思うように減速しきれず、約18m手前で非常用ブレーキ操作を行うも、減速しきれず衝突。
- ・先行車両の60m手前付近から固着した油状のものがレール頭面に固着し、当該箇所では急制動をかけたこと。

【交通局が実施した「緊急的再発防止策」】

- ・同種構造の車両のオイル漏れ点検を実施、運行車両に問題ないことを確認。
- ・全車両の制動試験を実施、異常ないことを確認。
- ・通町筋から市役所前電停の区間外でも、油状のものが付着していないか確認。
- ・通町筋～市役所前電停のレール踏面削正を実施、停止制動距離の異常無を確認。
- ・通町筋～市役所前電停間の時速15 km/h制限と徒歩巡回、点検車での全線点検実施。
- ・全運転士への個別の安全運転指導、管理職による安全訓示・訓話実施。
- ・全運転士への速度感覚・距離感覚の確認と指導。

全車両への速度計設置や、運転士の非正規雇用解消を

特別委員会で上野議員は、

- (1) 運転士がしっかりした距離感・スピード感を持つことと併せて、電停100m手前に目印を付けること
- (2) 全車両への速やかな速度計設置、そのための一般会計からの財政支援
- (3) 責任ある乗務にするため、運転士の正規職員化

などを求めました。

交通局は、「電停100m手前の目印や全車両への速度計設置はすすめる、運転士の身分についても早急に成し遂げなければならない」と答弁しました。

財政局長は、安全運行には積極的支援を行うと答弁しました。

【控室から】
無関心の罪

いせり栄次

2023年に始まったイスラエルの大規模な軍事作戦によって、確認されただけでもガザの子ども1万6500人以上の命が犠牲になり、7万人が深刻な栄養失調に直面していると発表されています。

「ガザ、パレスチナを考える講演会」に参加しました。ガザで起きていることは、ジェノサイド条約に照らして紛れもない「ジェノサイド」であり、それだけでなく住宅の大量破壊、拉致、拷問、虐待、飢餓の危機、医療システムの破壊、環境破壊、教育の破壊、文化の虐殺、ジャーナリストの殺害など、すべてにわたっていると報告されました。

世界最大の「野外監獄」と呼ばれたガザは、いま一つの巨大な集団墓地、絶滅収容所と化したと告発され、「地獄とは人が苦しんでいるところのことではない。真の地獄とは、人が苦しんでいるのを、誰も見ようとしなかつたことだ」との言葉が胸を打ちました。無関心ではられません。

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1413
2025年 6月1日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：共産党 熊本市議会



検索



上野みこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

国民健康保険には各種減免制度があります

保険料や医療費の減免制度を活用しましょう

高すぎる国民健康保険料の負担に物価高騰が追い打ちをかけ、保険料を払えない世帯が増えています。ご相談は、日本共産党市議団へどうぞ。減免や納付相談ができます。

<1割減免>

世帯の国民健康保険加入者が3名以上で、かつ世帯の基準総所得金額*が100万円以下の場合、申請により保険料の1割相当額が減免されます。

*基準所得金額…個人の所得金額から基礎控除(43万円)を引いた金額

*基準総所得金額…同一世帯内の国保加入者の基準所得金額を合算した金額

該当世帯には、1割減免申請書を直接市から郵送されます。申請書を提出後、内容審査を経て減免適用となります。減免申請書が届きましたら、出来るだけ早めにご提出ください。

<国保法44条、医療費の一部負担金の減免>

国民健康保険法第44条では、「特別の理由がある」ために患者が「保険医療機関等に」「一部負担金を支払うことが困難」な場合に、保険者（市区町村）が次の措置を採ることを認めています。一部負担金を減額すること一部負担金の支払を免除することが出来ます。

災害・失業・倒産など特別な事情により、国民健康保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料を減免できることがあります。

種類	減免事由	減免割合	減免申請に必要な書類
災害	災害等により、財産に著しい損害があった場合	被害の程度により、り災月の翌月から1年以内の保険料の20～100%を減免	・国民健康保険料減免申請書 ・官公署発行のり災証明書等、被災状況が確認できるもの ・当該被災について損害保険等の給付を受けるときは、その内容が確認できるもの
水害	水害により、所有する家屋が床上浸水した場合	浸水の程度により、り災月の翌月から1年以内の保険料の10～70%を減免	同上
所得激減	本人の責によらない理由による失業（傷病・解雇等による退職など）や事業の休廃業等により、前年所得に対して当該年所得が5分の1以上減少した場合（ただし、前年所得が300万円を超える場合は3分の1以上減少した場合）	所得減少の原因となった事由発生日から、その月が属する年度末までの所得割額の10～100%を減免	・国民健康保険料減免申請書 ・失業、倒産、休廃業の事実や原因がわかるもの ・雇用保険等を受給する場合は、その種類や金額がわかるもの ・交通事故等により賠償金等を受領する場合は、その内容や金額等がわかるもの
生活保護	生活保護の適用を受けることになった場合	生活保護の受給決定月以前の保険料を免除	・国民健康保険料減免申請書 ・生活保護の適用を受けている事実を確認できるもの